

三木町告示第101号

三木町建設工事指名停止等措置要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第25号

三木町建設工事指名停止等措置要綱の一部を改正する要綱

三木町建設工事指名停止等措置要綱（平成元年三木町要綱第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「二」を「2」に改め、同条第6項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の指名停止の期間は、36月を超えることができない。

第4条第2項中「第21号」を「第22号」に、「に係る」を「を事由として第1条第1項又は第2条の規定により指名停止を行うため、」に、「確認するため必要があるとき」を「確認する必要があるとき」に改める。

第6条第3項中「遅滞なく」を「、遅滞なく」に、「前項」を「、前項」に改める。

第9条中「又は」を「若しくは」に改める。

別表5の項中「町発注」の次に「工事」を加え、同表17の項中「有資格業者」を「有資格者」に改め、同表19の項中「いかなる名義をもってするを問わず、暴力的不法行為者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたと認められるとき。」を「代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかなるを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。」に改め、同表20の項中「密接な」を「社会的に非難されるべき」に改め、同表中「

21 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と下請契約又は資材等の購入を締結する等これを利用したと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上 6月以内
---	------------------------

」を「

21 契約等の相手方が第17号から前号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上 6月以内
22 第17号から第20号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）において、町が当該下請契	当該認定をした日から1月以上 6月以内

約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。	
--	--

」に、「

22 次のイ又はロの区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から
---	------------

」を「

23 次のイ又はロの区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から
---	------------

」に、「

23 町発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上 9月以内
---	------------------------

」を「

24 町発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上 9月以内
---	------------------------

」に、「

24 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が法令に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から3月以上9月以内
--	--------------------------

」を「

25 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が法令に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から3月以上9月以内
--	--------------------------

」に、「

25 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上 9月以内
---	------------------------

26 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上 9月以内
---	------------------------

」を「

26 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為を	当該認定をした日から1月以上
----------------------------------	----------------

し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	9月以内
27 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上 9月以内

」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。